

# 議会運営委員会理事会記録

平成23年8月19日(金)

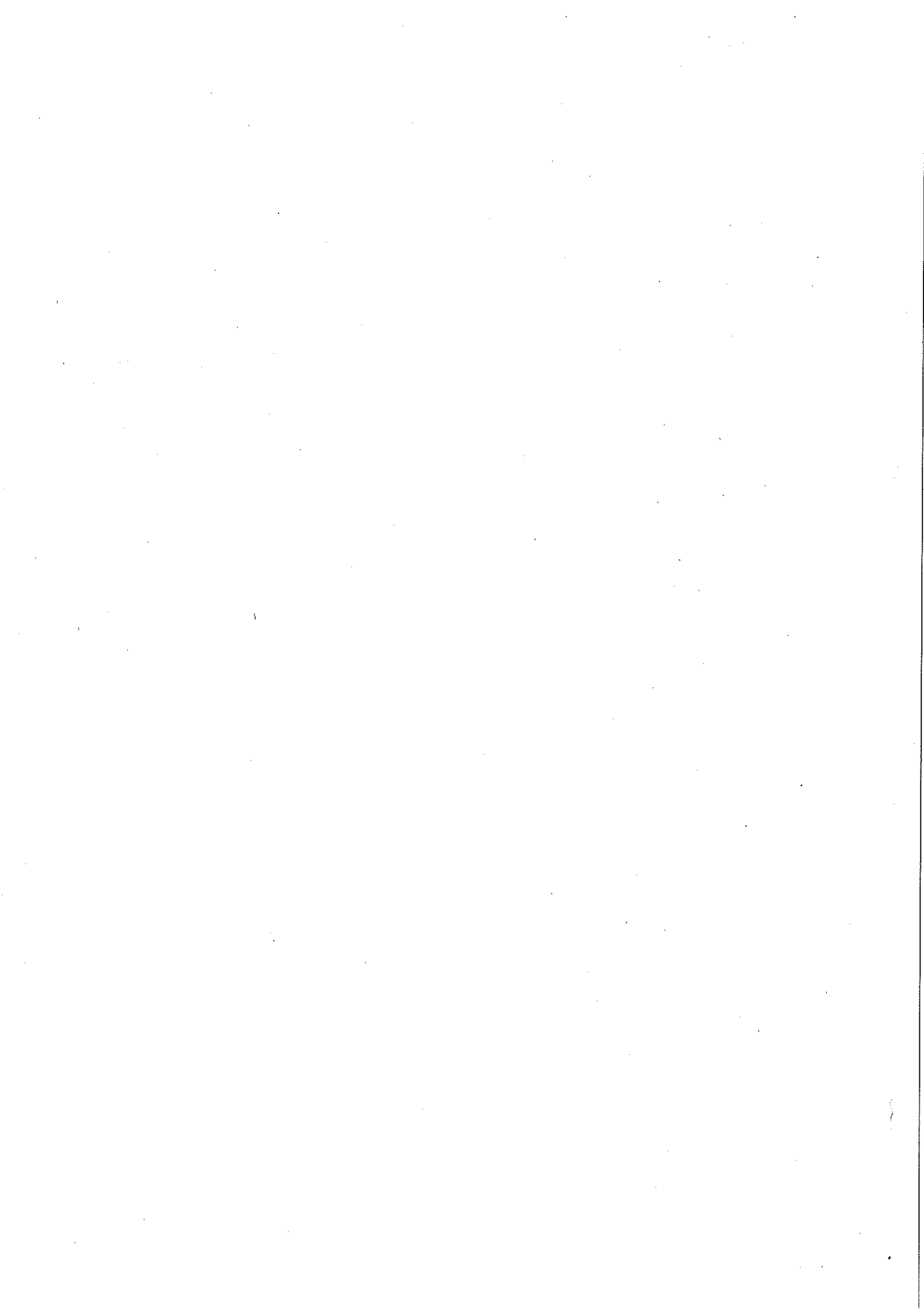
杉並区議会

## 目 次

議会運営に関する新たなルール（案）について .....	3
-----------------------------	---

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年8月19日(金) 午前9時59分～午前10時34分		
場 所	第2委員会室		
出席理事 (7名)	理事 富本 卓	理事 井口 かづ子	
	理事 島田 敏光	理事 小川 宗次郎	
	理事 山田 耕平	理事 小松 久子	
	理事 関 昌央		
欠席理事			
理事以外の 出席議員	議長 藤本 なおや		
	新城 せつこ		
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義久
	庶務係長 高橋 正美	議事担当係 長	井口 隆央
	調査担当係長 小塩 尚広	議事担当係 長	杉原 正朗
	担当書記 上野 和貴		



(午前 9時59分 開会)

**富本理事** これより議会運営委員会理事会を開会する。

本日も横山副議長が公務により欠席との連絡を受けている。

《議会運営に関する新たなルール（案）について》

**富本理事** それでは、議題に関しては、引き続き議会運営に関する新たなルール（案）についてである。

これまでの理事会での協議の結果、理事所属会派以外の会派からも意見をお伺いする機会を設けるということにした。事務局のほうでその点を所属会派以外の方に確認をしたところ、無所属区民派の新城議員と無所属の堀部議員から意見を申し述べたいということがあった。理事会の運営規則にはないが、本日の理事会においては、新城議員、堀部議員、2人の発言を認めることで、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**富本理事** それでは、そのようにする。

その前に、ここ何日か話してきた意見、要するにこの間話されてきた内容について、事務局のほうできのうまとめてくれたので、説明をお願いします。

**議会事務局次長** お手元にきょう配付した資料、「議会運営に関する新たなルール（案）理事会意見まとめ」ということで、この資料は8月8日にお配りした資料1の議長からの提案、議会運営に関する新たなルール（案）に対して、資料2の各会派からの意見の要望を踏まえ、8日と17、18日、この3日間で理事会に出された意見を取りまとめた資料である。

それでは、内容に入るが、まず、1点目の会期について、非交渉会派の議員が意見がある場合には、議会運営委員会に委員外議員として出席して意見の開陳を行うことができるようにという提案があり、これに対して事務局でまとめた意見としては、議運で意見を述べても、本会議の場で意見が言えるようにすべき、議会全体にかかわることでもあり、会期は本会議で決定するものであるから本会議で意見を言えるようにすべき。議運という正式な委員会での質疑・討論が認められているので、議運で意見開陳を行うことが基本とすべきだ、同じことを議運と本会議で言うのはおかしいのではないかと、良識的な運用をすべきという意見があった。

2点目の特別委員会委員長報告だが、これも今までは口頭で、本会議の冒頭に今までの活動報告をしてきたが、これを紙による報告に変更したらいかがかという提案であった。これに対して、紙で配付するということは、いわゆる配付だけであれば発言の機会

を制限することにならないか。また、席上配付ではなくて事前に配付していただけないかという意見。ホームページへの掲載を考えられないのか。紙では傍聴者にはわかりにくい。これまで口頭であったことが紙になるので、20分から30分程度の時間短縮になるという意見もあった。定例会初日に報告する活動報告のみなので、これまで実質的には質疑がなかったという意見もあった。

3点目が一般質問の質問時間について、これは今まで紳士協定で30分という話であった。その位置づけをもう1回、この議運という場でということで、そのときに時計を置いたらどうかということも提案の中にあった。時計を置くことは容認できない。30分を超えて質問する人はそう多くはない。これまでどおりの取り扱いでよろしいのではないか。時計は質問者の本人確認用として演壇の上に置くということもあるのではないか。また、時間制限ではなく、改めて紳士協定を新生議会で確認をするという提案だ、人間の集中力から考えて30分という目安はよろしいのではないかという意見があった。

4番目の議員提出議案の委員会付託、これについては、おおむねこの方向でいいのではという意見が多かったと感じている。議長からのルール（案）の中の「（場合によっては、継続審査となることもある）」という、ここを取ればよろしいのではないかという意見もあった。

5番目の議案審査については、「所属委員のいない場合」の理解は4人以下の会派ということによいのではないか。会派内で所属していない委員会がある場合は、委員外議員として発言機会があるべきなので、提案自体は歓迎をするという意見があった。

委員会での議案審査結果報告は、おおむねこの方向でという意見だったと思う。

7番目の請願・陳情審査については、委員外議員の補足説明者への質疑も認めるべき。また、当該委員と委員外議員との一定の差別化を図るべきではないか。議案審査とは区別が必要である。補足説明者の質疑は「認めない」という表現を変えてはどうかという意見。公平性を図る上ではよい提案ではないかという意見もあった。

8番の請願・陳情審査結果報告については、おおむねこの方向でという意見が大勢だった。

9番目の意見書、決議については、議運で意見を述べても、本会議の場でも意見が言えるようにすべきである。制限を加えるための提案ではなく、委員会で時間の制約はあるものの、十分な議論が保証されており、いいことだと思う。制限はできないので、他と同じように良識にゆだねるべきという意見があった。

全体を通して、委員会で発言したことで本会議での発言を制限するというようなことのルール化を望まないという意見、議員の発言については制限できるものではないので、

各議員の良識にゆだねたいという意見、委員会での議論を充実させるための提案ということで理解いただきたいという意見があったと、雑駁だが取りまとめた。

富本理事 きのうまでの議論をまとめていただいた。1番から10番までであるが、皆さんの意見の中で、これは趣旨が違うとか、こういうふうに直してほしいとかというものが、今の段階で気づく点があったら申し出をいただきたい。

小川理事 7番、請願・陳情審査の2個目の○ですが、どうもこれは私だと思うが、「当該委員と委員外議員との一定の差別化は図るべき。」というところ、日本語としてはいいのだが、私は別に「差別化」ではなく、「ある程度分けるべきだ」と。ちょっとこういうのを「差別化」というのは私は余り好きではない。

あと、「議案審査とは区別が必要。」というの、これ、私でなければいいのだが、私であれば「議案審査とは区別が必要」というのは言った趣旨とはちょっと違う。

富本理事 性格が違うとか、そういうことか。

小川理事 はい。議案審査とは別に区別する必要ないので。

議会事務局次長 それは取る。

小松理事 5番の議案審査のところ、「『所属委員のいない場合』の理解は4人以下の会派ということでよいのか。」となっているが、先ほど次長は「よいのではないかと」言ったかと思うが、こういう意見はあったが、これで合意したということではないということを確認したい。

富本理事 これは別に合意した紙ではない。

小松理事 はい。いろいろあるので。そのことの確認だけしたかった。

富本理事 それから私も、これは言う立場かどうかかわからないが、全体についての2番、「各議員の良識に委ねる。」になっているが、「委ねざるを得ない。」にしておいてほしい、ゆだねざるを得ないから。

小松理事 それと全体について、本会議を形骸化させるものではないかと危惧するというような意見は共産党からあった。

富本理事 では、それも入れておく。

小松理事 堀部議員からも出ていたかと。

富本理事 では、とりあえず。後でまた気づいたら、この会議の終わりのときにでも言ってほしい。

それでは、これは終わって、先ほどの続きで申しわけないが、新城議員、前のほうに。——堀部議員は権利喪失ということか。

とりあえずきょうの流れとしては、本来2人出席だったが、新城議員にまず発言をい

ただいて、その後、新城議員も加わっていただいた中で少し議論をしてということになるので、ご了解いただきたい。

それでは、新城議員から発言をお願いします。

**新城議員** 本日はこの場での発言の機会を与えていただき、感謝している。

私は、きのう、一昨日とこの理事会を傍聴した。8日から始まったが、私たちは当初から広島の見察の計画が入っており、第1回目は傍聴できなかったが、今回の傍聴をしたことを通して、これは本来であれば党派として意見が出せればよいのだが、今けしぱが盆休暇ということでここにはいないので、私の個人的な意見として今回は出させていただきます。

まずは全体に対する意見だが、この2日間の傍聴を通してもう一度確認をしたいのは、委員会中心主義を口実にして、本会議での発言の規制や制限になってはならないということ。他の地方議会を調べたところ、委員会中心主義で本会議の一般質問も行われていない議会もあると聞いた。議員の日常活動から出てくるさまざまな課題を取り上げるのが唯一の機会の場ともなるので、杉並区議会では現在そういうことはないが、委員会中心主義ということがひとり歩きしてはならないということを改めて感じた。議会の活性化は、委員会でも、本会議においても、区民の利益実現のために議員が活発な議論を行うことは重要なことだと考える。全員の採決が行われる本会議の場で自由な、そして活発な議論が行われることも同様だと考える。

先ほども、今回のまとめの中で、本会議が形骸化することを危惧するという文言が小松理事から出されたが、その点では私たちも、本会議の簡素化あるいは形骸化につながるようになることについては反対だということを改めて言わせていただきたい。

それから、今回の議長提案の審議の中で、このような発言に対して制限はしない、議長からも同じような言葉をいただいているが、それら良識の範囲内ということも言われていた。ただ、委員会での質疑、発言をしながら、また本会議でやるのはいかなものかという意見もあることを考えると、非常に不安があると感じている。専門的な審議を行う委員会では、議員の独自の調査、研究は重要な課題となるが、特に議案についてもそうだが、そのためには一定の時間や期間が保障されなければならないと考えている。一般質問の準備期間、常任委員会、特別委員会、連日行われることを考えると、私たち少数党派にとっては、時間的には大変なことと感じている。

今回の提案が、会期、それから議案審査、請願・陳情、意見書、決議、すべてのものに関わっていることを考えると、もちろん委員外議員の発言を行うことができるということについては非常にありがたいことだと思うが、あくまでも、この文言の中にもあつ



たように、申し出がある場合であるということをしかりと踏まえていただいて、つまり希望があった場合にそういう機会ができるということまでぜひしていただきたい。

この間のほかの議員とのやりとりの中で、そもそも委員会での質疑、発言を放棄しておきながら、なぜ本会議でやるのかという疑問もあったと思うが、これについては私は問題だと思う。議員の判断で、委員会でも本会議でも自由に行えることを保障すべきだということをも改めて確認をさせていただきたい。

それから、文言についてだが、これはあくまでも議長提案ということが言われている。委員会についての進め方だが、これまでの私たちの経験からいくと、その委員会に所属する委員や委員長、それぞれの協議の中で委員会が進められてきたと私は思うが、あらかじめ、例えば重複した場合には委員長が注意というところまで記載をする必要があるのか、型はめをする必要があるのかということについてはちょっと疑問があった。

それから、希望や議員の判断とすることが表現的には望ましいと思うので、むしろ議員の判断や希望ということを考えて、表現的には「認める」ではなくて、むしろ「できる」というふうに変えたほうが良いと私は感じた。

それから、会期に関してだが、先ほども述べたので重複はしないが、本会議で同じことをやるのかという意見に対してだが、私たちは区民の傍聴の大半が本会議場であることを考えると、区民に対して、なぜ反対するのかという説明、意見表明は重要だと感じている。委員長が行えばいいのではないか、あらかじめこれを条件とすることも本会議場での発言を抑えることにならないかということで、この点について私は疑問が残る。委員会の場でも本会議場でも、議員の希望があればできるということとはしかりと踏まえていただきたい。

それから3番目の一般質問の質問時間についてだが、これまでおおむね30分を目安ということをお願いしてきた。これはあくまでも目安であって、これをもって質問時間を規制するものではないということも申し合わせてきたはず。この点では私たちも努力をしてきたつもりだ。質問をしながら時計を見るということもやってきた。これまでの質問時間を見ると、保守会派のほとんどが30分の時間を残していたと思う。むしろ30分を超えるのは再質問を行う議員のみであることに私は着目をさせていただきたい。あくまでもおおむね30分は目安であり、議員の自主判断によって行うべきなので、その点については、将来的には時計を置くということについても、この間のやりとりから規制につながる懸念があるので、私は反対をさせていただく。

最後に、昨日のやりとりでも、きょうの理事会意見のまとめの中にもあったが、委員外議員の発言の際に、会派に5人いながら4委員会にしか入っていない、その会派には

発言権がないという趣旨が特別委員会に事寄せて触れられた意見があった。私は、これ自身も本末転倒だと思う。特別委員会を設置するかどうかについても、反対があれば、そこに所属ができない場合もある。しかし、この委員会での審議が今後を規定するのであれば、これは重要な問題になるので、その委員会での発言や質疑は当然あるべきだと私は考えている。その点で、4人以下と規定するのもどうなのか、この間の皆さんのやりとりを聞いて、改めて私はそのように感じた。

それから、2点目だが、今回の委員会所属のあり方について、委員外議員の発言を認めるということを行う前に、これまで少数会派が委員会に所属をする場合には、ぜひ枠を設けるようにと何度もその都度申し出なければならないということで、現在は1枠だけは残されるということになるのだが、私は、多数会派がすべて押さえて、その後で少数会派に振り分けられるという、その点についても、今後の議会、委員会の運営の仕方については、ぜひ構成の決め方についても触れていただきたいと感じた。これが最後の私の意見と要望である。

以上。

**富本理事** 今いろいろと意見を述べていただいたが、余りよくやっているとは言っていない。大体否定的な意見が多くてちょっと残念だという気もした。

**新城議員** いいえ、そんなことはない。委員外議員の発言を今回の提案の中で行うことについては、それは評価をしている。ただ、それが、委員会でやったから本会議ではだめという制限になってはならない、この間のやりとりの中で改めて不安を感じたので、今回、私は会派での全体の意見ではなく、個人の意見でしか出せないから、きょうはどうかというご相談もしたのだが、個人的な意見でもいいということだったので、あえてこのように示させていただいた。

**富本理事** 今の意見等に質問とか何かある方はいるか。

**議長** まだ無所属区民派としての意見ではないということなので、けしば議員とよくご相談なされた中で、統一的な見解がまたちょっと違うということであれば、改めて事務局等々にでも文書で出していただき、またそれも精査させていただければと、思う。

**新城議員** 私は、今回出された資料で、各会派からの意見として骨子が出されている。その部分だけを取り上げて表記をされているが、ただ、これを言う前に、けしばが出した意見の中にも、真意が問われるという書き方もしている。ここだけを取り上げますと、今回の提案を評価するという、そういう文言になっているが、その点について、この文章の中で表明されている不安や疑問という点についてどのように扱われるのかということとは、改めて不安も感じた。堀部議員の意見を見ても、共産党の意見を見ても、ネみの

意見を見ても、同じようなものを感じたし、その点についての表記のされ方だが。

富本理事 了解した。

せつかくの機会なので、ちょっと僕から質問する。議会は、いろいろな意見があるが、1つには効率的な運営という言い方もある。それから、よく私も本会議場でいろいろ質問を受けることはあるが、もちろん民主主義は少数意見を大切にすることも大事ではあるが多数決の論理というのもある。その2点については新城議員たちはどのようにお考えなのか、というのがいつも私は疑問で、私は違うと思うので、例えば毎日議事を365日、では通年議事は賛成なのかとか、その辺なんかもどうお考えなのかというのは、ちょっと議論は外れてしまうが、個人の意見で結構なので、教えていただきたい。

新城議員 私たちは通年議会について、それを求めてきたということもないし、ただ、議会というのは多数決で判断する場でもあるから、あえて少数意見としてしっかりと表明することは、多数決で決められるから、余計に言う場が保障されることも私は重要だと考えてきた。議会が多数決だというのは十分承知している。

富本理事 効率的な運営ということについてどうお考えか。

新城議員 効率的な運営というのは、だれにとっても効率的な運営なのかということ。私たち議員というのは、ある意味では議案についても、請願や陳情についても切実な課題を審議する場合がある。私たちは、その点で区民の権利制限につながるようなことについては徹底的に議論を行うべきだと感じて、やってきた。

富本理事 ほかになにかあるか。特によろしいか。

堀部議員はご欠席らしい。

新城議員 一緒にやれると、今富本理事が言ったので、こういう機会なのでぜひお願いしたい。

富本理事 堀部議員は行方不明……

議会事務局長 連絡がとれない。

富本理事 では、改めてちょっと確認しておくが、理事会というか、この議長提案に対して書面を出してくれということと、それからきょう、非交渉会派の方の意見を聞く場ということだったが、ほかの方は何の返事もなかった、紙も、そういう申し出もなく、了解ということだったのか。

議会事務局長 紙も来ていないし、どなたも申し出はない。

富本理事 例えば日程が合わないからということではなくて……。

議会事務局長 そういうことではない。ただ、堀部議員はちょっと急な話なので、なかなか日程の調整が難しいということは言っていた。ただ、来てほしいということであれば、

行って、意見は言いたいというお話だった。

**富本理事** ほかの方は全くそういうこともなく……。

**議会事務局長** 一応、依田議事係長から非交渉会派すべてに連絡を入れて、確認をとったが、特にきょう来て意見を申し述べたいという方は、新城議員と堀部議員を除けば、いなかった。

**富本理事** それでは、きょうは新城議員もお入りになっているが、きのうまでの議論等々で、またほかの理事の方でも、別に新城議員にということではなくて、全体的なことで何か意見等あるか、なければ、もうきょうはこれで終わりということになる。何かきのうまでで言い足りなかったこと等々あるか。

**山田理事** きょう僕が休みで原田幹事長が言ったかもしれないが、この開催の日程がこういうお休みのど真ん中というのは、先ほど会派で統一した話ができなかったというような意見も出るようなスケジュールにならざるを得ないと思う。事務局の方が方々に連絡をされたということだったが、うちの会派としても、なかなか統一した見解を出すのに調整に苦労するというような状況もあったので、できればもう一度ぐらい25日にそういう発言をする機会をつくっていただくとよいとは思っている。

**富本理事** 山田議員はきのうお子さんの体調が悪くてしようがなかったが、このまとめも含めたものをまとめて、議長が提案されたルールをさらに理事会で検討した意見等々入れたものをたたき台として、修正案として25日に改めて提案をする。それを再度検討していただく。例えばこの6番は、おおむねこの方向でいいというのはそのままだと思うが、そういうものを含めて、25日の理事会で改めて提案して、最後がまた30日に理事会がある。では改めて事務局からも説明願う。

**議会事務局次長** きょう、この理事会に参加されていない会派の方からご意見をいただいた上で、事務局として修正案をこれから作成する。それを25日に皆さんにお示しをした上で、またご意見をいただき、一応予備日ということで26日をとっている。その後、30日の理事会でできるものは決定をしていきたいと考えている。そのような形でこれからも意見を言う機会はあるということ。

**富本理事** それと、休みということもあったが、我々は公務優先なので、よろしくご理解をお願いしたい。

あと、よろしいか。

**新城議員** 今の、もちろん公務優先だが、先ほど山田理事から出されたように、余りにも期間の設定が突然であった。堀部議員はきょう、都合がかなり詰まっているというお話もされていたようだが、その点ではスケジュールの組み方についてもぜひご検討いただ

きたい。私たちもずらして、とにかくだれかはこの場所にいられるようにということで調整をしながらやっている。ぜひその点での皆さんのご配慮をお願いしたい。

**富本理事** 了解した。ご意見として伺っておく。座長としては、一応各理事のご予定を確認した上で、皆さんがあいている時間を選んで設定をさせていただいたという事実が1つあるということ。それと2つ目、座長は仕事が好きというか、ほかに家庭サービスもないもので、お許しいたきたいということ。その点に関してはご意見として承っておくが、一応各理事の8月の日程を出してもらって、一応全員が丸ど。山田理事はきのうはお子さんのぐあいが急に悪くなったということ。別に座長が自分の好き勝手にやっているわけではないので、そこはご理解をいただきたい。逆に、理事の皆さんにも本当にご協力いただいたことを改めて感謝を申し上げておく。

それでは、ほかによろしいか。

**小松理事** もう一度、先ほど次長が言ったスケジュールを確認したいが、25日に次回、そのときには修正案を事務局で作成して示していただけると。その前にはいただけないか。それは難しいか。その前日が視察なので……。

**議会事務局長** その前につくって、事前にお配りをしたいと思っている。今回いろいろな議論等があったので、それを踏まえて、一応事務局で、新たなルール（案）に対して一定の修正が必要であれば修正をかけたものをつくり、議長ともう一度、確認をした上で、各理事の皆さんに25日の前にお配りをさせていただきたい。

**小松理事** できればそれを事前にいただき、それをもって会派の中で一緒に検討したいと思うが、ちょっとそれは難しいか。

**富本理事** 25日の後もう1回、30日は必ず3定の議案の関係の理事会はあるので、そこで議論はできる。時間的余裕はあるので、ご理解をいただきたい。その次の日が議運なので、よろしくをお願いしたい。事務局もいろいろタイトだと思うが、なるべく早目に今回の修正案というかたたき台というか、その提出をお願いする。

では、よろしいか。——それでは、議運の視察が24日で、25日の9時が理事会ということなので、よろしくをお願いします。

それでは、以上で本日の議会運営委員会理事会を終了する。

(午前10時34分 閉会)

